

洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針〔骨子〕

令和5年1月30日
経済産業省資源エネルギー庁
国土交通省港湾局

1. 運用方針の位置付け

- 1) 「セントラル方式」として実施される洋上風力発電の促進に関わる取組について、その制度の考え方や運用の方向性を明確化することを目的に、「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針」（以下「運用方針」という。）を策定する。
- 2) 運用方針では、これまで検討を行ってきた事項や、関連する論点に対する基本的な考え方について記載する。

2. 総論

（1）セントラル方式の運用における前提

- 1) 我が国における一般海域での洋上風力発電の案件形成は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）に基づいて運用しているため、セントラル方式においても、再エネ海域利用法及び関連法令で規定する事項に則り運用を行うこととする。
- 2) 再エネ海域利用法第3条の基本理念では、「国、関係地方公共団体、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者その他の関係する者の密接な連携の下に行われなければならない。」とされている。セントラル方式においても、この基本理念に基づき、各主体の連携と役割分担の下に進めていく。
- 3) 上記を踏まえ、「セントラル方式」は「政府や自治体の主導的な関与により、効率的な案件形成を実現する仕組み」として定義する。

（2）セントラル方式を構成する要素

- 1) セントラル方式を構成する要素は以下のとおりとする。
 - ①事業実施区域の指定及び発電事業者の公募
 - ②案件形成に向けた地域調整
 - ③サイト調査（風況・海底地盤・気象海象）
 - ④系統接続の確保
 - ⑤環境影響評価
 - ⑥漁業実態調査

3. 事業実施区域の指定及び発電事業者の公募

- 1) 洋上風力発電事業を実施する区域の指定、及び指定された区域における発電事業者の公募については、再エネ海域利用法の手続きに従い実施する。
- 2) 促進区域の指定と発電事業者の公募に当たっては、再エネ海域利用法及び関係法令に加えて、それぞれ「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」、「一般海域における占用公募制度の運用指針」の内容に則り運用する。

4. 案件形成に向けた地域調整

- 1) 促進区域の指定に向けた地域での調整に関しては、促進区域指定ガイドラインの運用に準じ、都道府県からの情報提供に基づく運用を前提に実施する。発電事業は地域の理解を得て進めていくことが必要であり、セントラル方式においても、適切な役割分担の観点から、地域の実情に精通した関係自治体を通じた調整を前提とする。
- 2) 国は、自治体が行う地域調整や案件形成に関して、洋上風力発電に関する広報活動を実施するとともに、自治体における検討・調整の支援等、引き続き必要な環境整備に努めていく。

5. サイト調査（風況・海底地盤・気象海象）

（1）実施主体及び対象区域

- 1) セントラル方式として実施する海域におけるサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）は、洋上風力発電設備の「基本設計」に必要な内容を対象とし、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）が実施する。JOGMECは中期目標、中期計画その他の計画等に規定される事項に基づき、国の政策方針と連動した取組を実施する。また、JOGMECは調査によって得られた情報について、再エネ海域利用法に基づく発電事業者公募に参加する者に対して提供を行う。
- 2) JOGMECから調査成果の情報提供を受けた事業者は、公募の結果、選定事業者となった場合には、（4）に記載の手続きに従い調査費用相当額の支払を行うこととする。
- 3) 調査の対象区域については、案件形成の迅速化の観点から、「一定の準備段階に進んでいる区域」又はどの区域にも未整理な区域を対象とすることを基本とする。

（2）調査方法及び仕様

- 1) セントラル方式により実施する調査の方法及び仕様について、基本となる考え方（ベースライン）を「基本仕様」として整理したうえで、その基本仕様に基づき、調査区域ごとの個別状況を踏まえた具体的な調査内容を「個別仕様」として作成する。
- 2) 個別仕様は、国が選定した区域において、調査を実施する JOGMEC が区域毎に作成する。個別仕様の作成に当たっては、必要に応じて有識者や事業者等からの意見聴取を行い、その意見を参考にしつつ仕様を決定し、調査事業を実施する。
- 3) その他、基本仕様として定める調査項目等については、「セントラル方式として JOGMEC が実施するサイト調査の基本仕様」において定める。

(3) 調査対象区域の選定

1) 選定における必須事項

① 対象区域における調査実施に対する理解

調査を迅速かつ効率的に実施していくためには、関係者との事前調整を円滑に進め、早期に調査に着手することが重要である。そのため、区域の選定において、「対象区域における調査活動の実施により操業上の調整が生じる者（漁業・航路等）から、調査を実施することに対する理解が得られていること」を前提条件とする。

② 経済産業省令との適合性

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法第11条第1項第6号において、JOGMECが行う洋上風力発電に係る調査業務は、「経済的又は社会的な特性によって国及び機構以外の者が行うことが困難なものとして経済産業省令で定めるもの」と規定している。これを踏まえ、「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」第17条に基づき、JOGMECの調査は、以下のいずれかに該当する地域を対象とする。

- 一. 海域の自然的条件、風力発電設備の設置に関する技術的条件その他の条件から判断して、事業者が海域の調査に関する自主的な活動を十分に実施することが困難と認められる地域
- 二. 二以上の事業者がそれぞれに調査を実施すること等によって漁業その他の活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる地域

2) 選定における考慮事項（優先的に取り組む区域の選定）

必須事項を満たす区域については、本来であれば全て調査対象とすることが望ましいが、現実的には調査に係る予算や人員等のリソースに制約がある点を考慮することが必要である。そのため、案件形成の加速化や導入目標の実現への貢献等の政策的観点から、以下に掲げる事項を勘案して優先的に取り組む区域を選定する。

- ① 対象区域における利害関係者の特定及び協議会を開始することに対する調整の状況（例えば、漁業・航路等の利害関係者のほか、関係市町村や地域における理解の状況等も参考情報として考慮する。）
- ② 対象区域において想定される出力規模
- ③ その他政策的観点から洋上風力発電の推進に資する要素

3) 選定に用いる情報及び区域選定の手順

- ① 都道府県からの情報提供に基づき対象区域の検討を行うとともに、選定に当たっては、あらかじめ、有識者を含めた中立的な第三者委員会の意見を聴取する。
- ② 必須事項及び考慮事項の内容とともに、第三者委員会の意見を踏まえ、経済産業省・国土交通省において調査対象区域を選定する。

(4) 調査に係る費用負担の扱い

- 1) JOGMEC は、再エネ海域利用法に基づく発電事業者公募によって選定された事業者に対し、調査に要した額を上限として、調査費用を請求することとし、選定後の費用請求を条件として、JOGMEC から事業者に対して調査成果物の提供を行うこととする。
 - 調査成果は事業者が自社の事業計画の策定時に加えて、選定後に行う詳細設計の基礎情報として活用される。選定後は落選するリスクが消滅し、売電事業による利益を享受できる点を鑑みて、多額の国費投入に対する応益負担の観点から請求するものである。
 - セントラル方式を採用している欧州でも、政府機関等が実施する事前調査は、調査に要した費用を入札前に公示したうえで落札事業者が負担することとしており、選定事業者から費用回収を行うことは国際慣行に沿った対応と考えられる。
- 2) 調査費用の請求に係る選定事業者の債務は、発電事業者公募における選定後、再エネ海域利用法第 17 条に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣が選定事業者の公募占用計画の認定を行った日を起算点とする。JOGMEC は、公募占用計画の認定後に請求書を作成し、支払期限を設けて選定事業者に送付する。
- 3) その他、調査費用の請求に係る手続き等の具体的な事項については、独立行政法人通則法に基づき主務大臣（経済産業大臣）が認可する JOGMEC の業務方法書のほか、JOGMEC の関連規程において定める。

6. 系統接続の確保

- 1) 今後の系統接続の確保の方法は、事業者ではなく、国による「系統確保スキーム」に集約していくことを念頭に置き、経済産業省が別途実施している系統確保スキームに関する調査（※）で得られた知見も踏まえ、系統確保スキームの在り方を検討していく。
 - ※ 令和 4 年度洋上風力発電の導入拡大に向けた調査支援事業（洋上風力発電に係る系統容量の暫定確保を想定した事前調査等検討業務）
- 2) それに伴い、当面は、現行の方式（事業者が確保している系統を公募で活用）に基づいて、事業者から情報提供を受けた確保済み系統も対象とするが、将来、事業者が確保した系統の活用を前提にはせず、事業者による系統確保を求めない方向に移行していくこととする。

7. 環境影響評価

- 1) 洋上風力発電における環境影響評価の在り方や制度的な対応については、環境影響評価法を所管する環境省における検討状況を踏まえつつ、環境省と連携して必要な整理を検討する。

8. 漁業実態調査

- 1) 漁業実態に関する調査は、対象海域及びその周辺における「漁業操業の実態」と「水産資源の実態」の二種類の要素から構成される。
- 2) 漁業操業の実態は、利害関係者の特定・調整の前提情報となるほか、JOGMECによるサイト調査の対象区域の選定において必要な情報であるため、案件形成の初期において確認・精査が必要である。そのため、有望な区域の整理に係る情報提供の対応と同様に、都道府県を中心に整理する。特に、これまで当該区域の関係都道府県における水産行政での対応と密接に関連するため、都道府県庁内の洋上風力の担当部局は、水産部局との連携の下、対応することが必要である。
- 3) 水産資源の実態は、再エネ海域利用法に基づき設立される協議会において議論されている漁業影響調査の考え方において、建設工事の着工前に実施する事前調査で把握する内容として整理されている。これは、対象海域において利害関係者が特定され、当該関係者が参加する協議会における議論を経たうえで必要な事項を確定していくことが重要であるとの考えによるものである。この内容を基に、選定事業者が必要な調査を実施する。

9. その他

- 1) 洋上風力発電に関連した不確実性の低減に資する研究結果など、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等で得られた最新の知見は、必要に応じて運用方針にも適時反映していく。